



2009年度 1月実施
金融窓口サービス技能検定

3級 学科試験

金融商品コンサルティング業務

実施日 2010年1月24日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注意

1. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編（金融商品コンサルティング業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，三答択一式10問）と選択科目編30問（三答択一式15問，語群選択式（三肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月24日(日)午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

3月4日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

共 通 編

問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

- ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。

[10問]

- (1) 日本の株式市場には、東京証券取引所や大阪証券取引所などがあるが、一企業が複数の取引所に上場することはできない。
- (2) 公募地方債とは、都道府県や市町村などの地方公共団体が資金調達するために発行する債券のことをいい、金融機関の窓口販売の対象となっている。
- (3) 一般に、投資信託の信託報酬は、毎日日割りで計算され、信託財産から日々差し引かれている。
- (4) 契約型投資信託における受益権とは、投資信託に係る信託契約に基づいて行われる信託財産の運用によって得られる収益を享受する権利などのことをいう。
- (5) 株価指数連動型上場投資信託(ETF)は、日経平均株価などの特定の株価指数に連動する運用を目指すインデックスファンドの一種であり、投資家は、一般的なインデックスファンドと同様に、日々計算される基準価額に基づいて売買する。
- (6) 投資信託の1口当たりの基準価額は、ファンドの純資産総額を算出し、それを受益権の総口数で除して受益権1口当たりの資産価値を算出したものである。
- (7) 地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する地震災害専用の保険であり、居住用の建物や家財だけでなく、工場や事務所専用の建物なども補償の対象となる。
- (8) 生命保険会社に対し保険契約の申込みをした者は、一定の要件を満たした場合、申込みをした日から起算して1カ月以内であれば、書面によりその保険契約の申込みの撤回または解除を行うことができる。
- (9) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際して、その適正の確保に努めなければならない。
- (10) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等ならびにその役員および使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

【第2問】 次の各問（(11)から(20)まで）について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(11) 投資信託を販売する際に必要となる交付目論見書について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 交付目論見書は、公募投資信託の内容等を、顧客に説明するために作成される書類であり、金融商品取引法において、原則として顧客に交付することが義務付けられている。
2. 交付目論見書は、私募投資信託の場合には作成が義務付けられていない。
3. 交付目論見書は、金融商品取引法において、投資信託の販売と同時に交付することは禁止されているため、販売の前にあらかじめ交付しなければならない。

(12) 円建てのMMFに係る運用規制について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. MMFの組入資産は、原則として、受渡日から償還日または満期日までの期間（残存期間）が、1年を超えないものとされている。
2. MMFが組み入れることができる有価証券には、格付機関よりA格以上の格付を受けた債券を発行している企業の発行する株式が含まれる。
3. MMFが組み入れることができる有価証券には、為替変動リスクが生じる外貨建ての債券は含まれない。

(13) 不動産投資信託（J-REIT）の仕組みについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 会社型の不動産投資信託（J-REIT）は、投資法人が投資家から集めた資金を不動産に投資し、賃貸収入や売却益を配当として投資家に分配する投資信託である。
2. 不動産投資信託（J-REIT）は、不動産を主な運用対象とする投資信託であり、その仕組みとしては会社型や契約型があるが、契約型が主流となっている。
3. 現在、証券取引所に上場されている不動産投資信託（J-REIT）は、すべてオープン型投資信託であるため、出資金の払戻請求を行うことができる。

(14) 公募のファンド・オブ・ファンズについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. ファンド・オブ・ファンズとは、一般に、投資対象や運用スタイル等の異なる複数の投資信託に分散投資する形態の投資信託である。
2. ファンド・オブ・ファンズには、不動産投資信託（J-REIT）を組み入れることができる。
3. ファンド・オブ・ファンズは、投資信託のほか、株式の個別銘柄を投資対象とすることもできる。

(15) 外貨建て債券について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 外国の発行体が、日本国内で発行する外貨建ての債券のことを、一般に、「ショウゲン債」という。
2. 外貨建て債券には為替変動リスクが存在するが、このリスクは、一般に、購入時よりも円安になった場合に、円に換算した際の顧客の資産価値が減少することなどで顕在化する。
3. 外貨建て債券には、元本の払込みと利息の支払は円貨で行われ、元本の償還は外貨で行われる二重通貨（デュアル・カレンシー）債がある。

(16) 個人向け国債の特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 個人向け国債は、「障害者等の少額公債の利子の非課税制度」（障害者等の特別マル優）の対象となる商品である。
2. 個人向け国債は、年4回（1月・4月・7月・10月）発行され、銀行や証券会社等の金融機関で購入することができる。
3. 個人向け国債を保有することができる「個人」には、マンションの管理組合などの人格なき社団等が含まれる。

(17) 生命保険商品の募集を行う際の規制について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 生命保険商品の募集においては、金融商品取引法の行為規制が準用されることがないため、「適合性の原則」に則った対応をする必要はない。
2. 保険契約者または被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、すでに成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせることは、禁止されている。
3. 生命保険商品の募集にあたって、保険契約者または被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約束しても、実際に特別の利益の提供をしなければ違法とはならない。

(18) 生命保険契約における更新について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 更新とは、保険期間の終了後も健康状態にかかわらず、原則として、これまでと同じ保障内容・保障額・保険期間で契約が継続される制度のことである。
2. 更新する場合、更新時における被保険者の年齢や保険料率によって保険料が再計算されるため、一般に、保険料は更新前に比べて高くなる。
3. 更新する場合には、契約者から生命保険会社に対し更新を希望する旨を申し出る必要があり、年齢にかかわらず被保険者が生存している限り更新することができる。

- (19) 金融商品販売法に規定されている「金融商品の販売」に該当しない行為は、次のうちどれか。
1. 金融商品販売業者等が、顧客との間で、協調融資（シンジケートローン）契約を締結すること。
 2. 金融商品販売業者等が、顧客との間で、金融商品取引法に規定されている市場デリバティブ取引を行うこと。
 3. 金融商品販売業者等が、顧客との間で、総合口座取引を行うこと。
- (20) 金融商品取引法において禁止されている、いわゆる「誇大広告等」について、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 金融商品取引業者等が、自己の資力または信用に関する事項について、著しく事実に相違する表示をしても、著しく人を誤認させるような表示をしなければ、「誇大広告等」には該当しない。
 2. 金融商品取引業者等が、自己の金融商品取引業等の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示をすれば、「誇大広告等」に該当する。
 3. 金融商品取引業者等が、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額などに関する事項について、著しく人を誤認させるような表示をすれば、「誇大広告等」に該当する。

金融商品コンサルティング業務編

問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

- ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
- ・ 一般投資家 = 金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家

【第3問】 次の各問（(21)から(35)まで）について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

- (21) 投資（理論）におけるリスクとリターンについて、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 投資における将来のリスクは、過去のデータの分析に基づいて、正確に予測することができる。
 2. リスクが高い投資を行った場合、リスクが低い投資を行った場合と比較して、常に、リターンが高くなるとは限らない。
 3. 投資におけるリスクとは、一般に、リターンの不確実性を示すものであり、投資対象のリターンが予想よりも低くなる場合だけでなく、投資対象のリターンが予想よりも高くなる場合もリスクと定義される。

- (22) 分散投資の手法および効果について、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 国際分散投資は、一般に、複数国の債券や株式等に投資対象を分散させる手法であり、価格変動リスクを低減させる効果が期待できる。
 2. 銘柄分散投資は、一般に、異なる銘柄の同一期間におけるリターンの相関性が高いという性質を利用した手法であり、価格変動リスクを低減させる効果が期待できる。
 3. 時間分散投資は、一般に、投資のタイミングを分散させる手法であり、価格変動リスクを低減させる効果が期待できる。

- (23) 額面100円の利付国債（既発債）を購入して、償還日まで保有した場合の最終利回り（税引前、単利、％表示）の計算式として、次のうち正しいものはどれか。

$$1. \text{最終利回り} = \frac{\text{表面利率}(\%) + \frac{100\text{円} - \text{発行価格}(\text{円})}{\text{残存期間}(\text{年})}}{\text{発行価格}(\text{円})} \times 100$$

$$2. \text{最終利回り} = \frac{\text{表面利率}(\%)}{\text{購入価格}(\text{円})} \times 100$$

$$3. \text{最終利回り} = \frac{\text{表面利率}(\%) + \frac{100\text{円} - \text{購入価格}(\text{円})}{\text{残存期間}(\text{年})}}{\text{購入価格}(\text{円})} \times 100$$

(24) 株式の投資指標について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. P B Rとは、株価純資産倍率のことであり、株価を「1株当たり純資産」で除することによって算出することができる。
2. 「配当性向」と「配当利回り」とは、名称が異なるだけで、概念や計算方法は同一のものである。
3. P E Rとは、株価収益率のことであり、一般に、類似業種の企業同士を比較した場合、その数値が高いほど株価は割高であるといえる。

(25) 格付機関とその評価（信用格付）について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 複数の格付機関が、同じ債券に格付を付与している場合であっても、各機関の格付が、常に一致するとは限らない。
2. 一般に、格付の高い債券のほうが、格付の低い債券よりも利子や元本の支払の確実性が高いとみなされているため、前者の債券の発行体は、後者の債券の発行体よりも低い金利で資金調達することができる。
3. 一般に、格付機関は公益法人であり、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。

(26) 金融商品の販売・勧誘を行う際に留意しなければならない「適合性の原則」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 適合性の原則は、ある特定の顧客に対しては、いかに説明を尽くしたとしても、一定の金融商品の販売・勧誘を行ってはならない場合があるという考え方を含むものである。
2. 適合性の原則は、金融商品取引法にのみ規定されている概念である。
3. 適合性の有無を判断する要素は、顧客の知識、経験および財産の状況に限定されている。

(27) 日本証券業協会の協会員に対する自主規制規則の一つである「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に規定されている「顧客カードの整備等」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等（協会員）は、有価証券の売買等を行う顧客（一般投資家）について、当該顧客の資産の状況等を記載した「顧客カード」を備え付けるものとされている。
2. 金融商品取引業者等（協会員）は、「顧客カード」について、紙媒体により作成および保存しなければならず、電磁的方法によることは認められていない。
3. 金融商品取引業者等（協会員）は、有価証券の売買等を行う顧客について、通常、「顧客カード」等により知り得た秘密を他に洩らしてはならないとされている。

(28) 金融商品販売法に規定されている「重要事項の説明義務」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等は、金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限、または金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときでも、当該期間の制限は、金融商品販売法上の重要事項ではないので、顧客（特定顧客を除く）に対して、その旨を説明しなくてもよい。
2. 金融商品販売業者等は、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客（特定顧客を除く）に対して、金融商品販売法上の重要事項について説明しなければならない。
3. 金融商品販売業者等は、顧客（特定顧客を除く）から求められれば、その配偶者に対しても、金融商品販売法上の重要事項について説明しなければならない。

(29) 金融商品取引法に規定されている「特定投資家」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 地方公共団体は、その選択によって、一般投資家に移行することができる特定投資家である。
2. 上場株式の発行会社は、その選択によって、一般投資家に移行することができない特定投資家である。
3. 適格機関投資家は、その選択によって、一般投資家に移行することができない特定投資家である。

(30) 銀行法における金融商品取引法の行為規制の準用について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 銀行法は、預金契約全般について、契約締結時交付書面の交付義務、損失補てん等の禁止などの金融商品取引法の行為規制を準用している。
2. 銀行法は、断定的判断の提供等の禁止など、すでに同法において規定している行為規制についても、顧客保護の観点から、金融商品取引法の行為規制を準用している。
3. 銀行法は、取引態様の事前明示義務など、金融商品取引の投資性に着目した行為規制とは必ずしもいえないものについては、金融商品取引法の行為規制を準用していない。

(31) 特定預金等契約に係る「契約締結前交付書面」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 銀行が、顧客（一般投資家）との間で、すでに成立している特定預金等契約の一部変更を内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合、契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないときは、当該顧客に対して、改めて契約締結前交付書面を交付する必要はない。
2. 特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項には、金融商品取引法に規定されている契約締結前交付書面の記載事項と同様のものだけでなく、特定預金等契約に固有の記載事項もある。
3. 銀行が、特定預金等契約の締結前3年以内に、顧客（一般投資家）に対して、当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合、当該顧客に対して、改めて契約締結前交付書面を交付する必要はない。

(32) 保険業法が準用している金融商品取引法の行為規制について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 銀行等の生命保険募集人が、顧客との間で、変額個人年金保険契約を締結する場合、原則として、当該顧客に対して、当該変額個人年金保険契約に係る手数料等について、契約締結前交付書面を交付して説明しなければならない。
2. 銀行等の生命保険募集人が、顧客との間で、変額個人年金保険契約を締結する場合、変額個人年金保険契約は、一般に、投資性よりも貯蓄性が高いので、原則として、当該顧客について、適合性の有無を判断する必要はない。
3. 銀行等の生命保険募集人が、顧客との間で、変額個人年金保険契約を締結する場合、当該顧客に対して虚偽告知を行うことは、保険業法上、禁止されているので、金融商品取引法の虚偽告知の禁止に係る規定は準用されていない。

(33) 金融商品取引法に規定されている「不招請勧誘の禁止」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）が勧誘の要請をしていないにもかかわらず、当該顧客に電話をかけて、店頭金融先物取引契約の締結に係る勧誘をすることができる。
2. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）が勧誘の要請をしていないにもかかわらず、当該顧客に対して、郵便や電子メールによって、店頭金融先物取引契約の締結に係る勧誘をすることができる。
3. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）が勧誘の要請をしていないにもかかわらず、当該顧客を訪問して、取引所金融先物取引契約の締結に係る勧誘をすることができる。

(34) 金融商品取引法に規定されている「損失補てん等の禁止」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、有価証券の売買等に係る顧客の損失について、損失補てん等を行うことは、原則として禁止されているが、当該顧客が、当該金融商品取引業者等に対して、損失補てん等を約束させることは禁止されていない。
2. 金融商品取引業者等が、有価証券の売買等に係る顧客の損失について、事後的に損失補てん等を行うことは、原則として禁止されているが、当該損失について、あらかじめ、損失補てん等を行うことを約束することはいっさい禁止されていない。
3. 有価証券の売買等に係る顧客の損失が、金融商品取引業者等の違法または不当な行為に起因する場合、当該金融商品取引業者等が、損失補てん等を行うことが許される場合がある。

(35) 金融商品取引法に規定されている「広告等の規制」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対して、投資信託の募集等に関する広告等を行う場合、顧客サービスの一環として、当該投資信託の購入を検討する際の判断材料となるような重要事項を表示することは望ましいが、金融商品取引法上、表示義務が課されているわけではない。
2. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対して、個別の企業の分析および評価に関する資料であって、投資信託などの金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する場合、広告等の規制の対象とはならない。
3. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対して、投資信託の募集等に関する広告等を行う場合、当該金融商品取引業者等の商号、名称または氏名、金融商品取引業者等である旨およびその登録番号などを表示しなければならない。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) 個人向け国債において、「固定5年」では発行後2年、「変動10年」では発行後1年を経過すれば、原則としていつでも国に対して買取りを請求することができるが、その場合に国が買い取る金額は、「固定5年」では「額面金額+経過利子相当額-(ア)回分の利子(税引前)相当額×(イ)」、「変動10年」では「額面金額+経過利子相当額-直前(ウ)回分の利子(税引前)相当額×(イ)」とされている。

- | | | |
|-------|-------|----|
| 1. ア4 | イ0.8 | ウ2 |
| 2. ア4 | イ0.05 | ウ4 |
| 3. ア2 | イ0.8 | ウ4 |

(37) 景気動向指数C I (コンポジット・インデックス)は、一般に、景気動向の(ア)を把握する指数であり、基準となる年を100として、一致指数が上昇しているときは、景気(イ)局面と判断され、一致指数が低下しているときには、景気(ウ)局面と判断される。

- | | | |
|-----------------|-----|-----|
| 1. ア方向性 | イ後退 | ウ拡張 |
| 2. ア大きさやテンポ(量感) | イ拡張 | ウ後退 |
| 3. ア方向性 | イ拡張 | ウ後退 |

(38) 株式指標のうち、一般に、日経平均株価やTOPIX(東証株価指数)は(ア)を示し、また、出来高は(イ)を、時価総額は(ウ)を示すとされている。

- | | | |
|-------------|----------|----------|
| 1. ア株式市場の規模 | イ株価の水準 | ウ取引の活発さ |
| 2. ア取引の活発さ | イ株式市場の規模 | ウ株価の水準 |
| 3. ア株価の水準 | イ取引の活発さ | ウ株式市場の規模 |

(39) 外貨預金の為替変動リスクとは、一般に、外国為替相場の動向等によって、払戻し時の円貨換算額が預入れ時の円貨額を下回るなど、(ア)を生ずるリスクをいう。なお、顧客が預入れ時に円貨を外貨に替える(イ)レートと、顧客が払戻し時に外貨を円貨に替える(ウ)レートには差があるため、外国為替相場に変動がない場合でも、(エ)を生ずる可能性がある。

- | | | | |
|----------|---------|---------|--------|
| 1. ア為替差益 | イ T T S | ウ T T B | エ 元本割れ |
| 2. ア為替差損 | イ T T B | ウ T T S | エ 為替差損 |
| 3. ア為替差損 | イ T T S | ウ T T B | エ 元本割れ |

(40) 債券投資において、債券の利子や元本の支払が遅延したり、利子や元本の全部または一部が支払われないことを、(ア)リスクといい、一般に、(ア)リスクは、(イ)を参考に判断される。

- | | |
|---------------|----------|
| 1. ア流動性 | イ 自己資本比率 |
| 2. ア信用(デフォルト) | イ 格付 |
| 3. ア中途換金 | イ 償還差益 |

(41) 金融商品販売法は、民法の(ア)の特則としての性質を有しており、金融商品販売業者等が、顧客(特定顧客を除く)に対して、金融商品販売法上の重要事項の説明義務等に違反した場合、(イ)ことがある。一方、消費者契約法は、民法の(ウ)の特則としての性質を有しており、事業者が、顧客である消費者(事業者でない個人)に対して、消費者契約法上の重要事項について不実告知等を行い、当該顧客が契約の申込み等の意思表示を行った場合、(エ)ことがある。

- | | | | |
|-------------|---------------|-----------|---------------|
| 1. ア意思表示の瑕疵 | イ 意思表示を取り消される | ウ 不法行為責任 | エ 損害賠償責任を負う |
| 2. ア不法行為責任 | イ 損害賠償責任を負う | ウ 意思表示の瑕疵 | エ 意思表示を取り消される |
| 3. ア不法行為責任 | イ 意思表示を取り消される | ウ 意思表示の瑕疵 | エ 損害賠償責任を負う |

(42) 金融商品取引法では、銀行等の金融機関は、(ア)を行ってはならないと規定されているが、内閣総理大臣の登録を受ければ(イ)を行うことができると規定されている。金融商品取引法が制定される以前の銀行法では、銀行の業務範囲に(イ)は含まれておらず、銀行が(イ)を行うことはできなかった。しかし、金融商品取引法の制定後、銀行の業務範囲が見直され、現行の銀行法では、(ウ)の遂行を妨げない限度において、銀行が(イ)を行うことができるようになった。

1. ア投資運用業 イ投資助言業 ウ固有業務
2. ア投資助言業 イ投資運用業 ウ固有業務
3. ア投資運用業 イ投資助言業 ウ付随業務

(43) (ア)制度は、(イ)を保護し、証券市場の信用を維持するため、金融商品取引業者の顧客資産の分別管理の徹底を原則としつつも、これを補完するものとして設けられたものであり、(ウ)金融商品取引業を行う者のうち、有価証券関連業を行う金融商品取引業者は、(ア)へ加入しなければならない。

1. ア投資者保護基金 イ特定顧客 ウ第一種
2. ア日本証券業協会 イ一般顧客 ウ第二種
3. ア投資者保護基金 イ一般顧客 ウ第一種

(44) 金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員または使用人のうち、有価証券に係る売買またはその(ア)、取次ぎ、もしくは代理の申込みの勧誘等を行う者の氏名、(イ)その他内閣府令で定める事項について、財務局等に備える(ウ)に登録を受けなければならない。

1. ア仲介 イ電話番号 ウ金融商品取引業者登録簿
2. ア媒介 イ住所 ウ金融商品取引業者登録簿
3. ア媒介 イ生年月日 ウ外務員登録原簿

(45) 金融商品取引法における「有価証券」については、同法上のいわゆる（ ア ）および（ イ ）が適用される。すなわち、有価証券については、その売買等の一定の行為が同法上の（ ア ）の対象となり、原則として、金融商品取引業の登録を受けた者でなければ当該行為を業として行うことができないことになる。また、金融商品取引業者等は、同法上の（ イ ）の適用を受け、原則として、（ ウ ）に対して、契約締結前交付書面を交付する義務などを負う。

- | | | |
|----------|-------|----------------|
| 1. ア業規制 | イ行為規制 | ウ一般投資家 |
| 2. ア行為規制 | イ業規制 | ウ一般投資家および特定投資家 |
| 3. ア業規制 | イ行為規制 | ウ特定投資家 |

(46) 金融商品販売業者等は、金融商品販売法に基づき、（ ア ）に対して、一定の重要事項を説明する義務を負うが、（ ア ）が金融商品取引法上の（ イ ）である場合や、（ ウ ）である場合には、重要事項の説明義務を負わない。また、重要事項について説明を要しない旨の（ ア ）の意思の表明があった場合についても、金融商品販売業者等は、重要事項の説明義務を負わない。

- | | | |
|-----------|--------|------------------|
| 1. ア法定代理人 | イ特定投資家 | ウ株式会社（資本金額5億円未満） |
| 2. ア顧客 | イ特定投資家 | ウ金融商品販売業者等 |
| 3. ア顧客 | イ大口投資家 | ウ株式会社（資本金額5億円未満） |

(47) 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときは、（ ア ）、契約締結時交付書面を作成して、これを顧客（一般投資家）に交付しなければならない。契約締結時交付書面に記載しなければならない事項については、金融商品取引業等に関する内閣府令に詳細に定められている。具体的には、当該（ イ ）や（ ウ ）年月日などを記載しなければならないとされている。

- | | | |
|------------|--------------|------------|
| 1. ア7日以内に | イ金融商品の手数料 | ウ勧誘を開始した |
| 2. ア10日以内に | イ金融商品の販売担当者名 | ウ重要事項を説明した |
| 3. ア遅滞なく | イ金融商品取引契約の概要 | ウ契約が成立した |

(48) 金融商品取引業者等との間で、(ア) 契約を締結した顧客（一般投資家）は、
「(イ) 交付書面」を受領した日から起算して(ウ) 日を経過するまでの間、金融
商品取引法に基づき、書面により当該(ア) 契約の解除を行うことができる。これを、同
法上の「クーリング・オフ」という。

- | | | |
|----------|---------|------|
| 1. ア投資顧問 | イ 契約締結時 | ウ 10 |
| 2. ア商品先物 | イ 契約締結前 | ウ 10 |
| 3. ア投資顧問 | イ 契約締結前 | ウ 20 |

(49) 金融商品販売法では、金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとす
るときは、当該金融商品の販売について金利等の指標に係る変動を直接の原因として元本
欠損が生ずるおそれがある場合には、「元本欠損が生ずるおそれがある旨」、「当該指
標」、「当該指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当
該金融商品の販売に係る(ア)」を説明する必要がある。また、(イ) が生ずるお
それがある場合にも、そのおそれがある旨等の説明を行わなければならないと定められて
いる。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. ア取引の仕組みのうちの重要な部分 | イ 当初元本を上回る損失 |
| 2. ア取引の仕組み以外で重要な部分 | イ 当初元本を上回る損失 |
| 3. ア取引の仕組み以外で重要な部分 | イ 予定した利子と実際の利子に差額 |

(50) 金融商品販売業者等は、インターネット等を用いた非対面取引においても、店頭等にお
ける対面取引と同様に顧客に対して、(ア) について説明しなければならない。また、
非対面取引は、対面取引のような双方向性に乏しいので、金融商品販売法等によって求め
られている(イ) などについて、説明義務を実質的に履行するための実務上の工夫が
必要であるとされている。

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. ア金融商品販売業者等の財務状況 | イ 勧誘方針の策定 |
| 2. ア金融商品販売法上の重要事項 | イ 適合性の原則への対応 |
| 3. ア金融商品販売担当者の外務員資格 | イ 顧客の本人確認手続 |